

平成 2 9 年 4 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

平成29年4月結城市教育委員会定例会

- 日 時 平成29年4月26日（水曜日）
- 場 所 駅前分庁舎 学校教育課隣 会議室
- 出席委員 中村義明委員長
石川周三委員長職務代理者
北嶋節子委員
岩崎勤委員
小林仁教育長

○教育委員会事務局

学校教育課長 西村規利，指導課長 渡辺昭登
生涯学習課長 田中真一，スポーツ振興課長 妻木克浩
給食センター所長 石川好次
学校教育課長補佐兼施設係長 佐山敦勇
学校教育課学務係長 石井智之

1 付議事件

- (1) 議案第 6号 ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

2 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 報告第 7号 結城市生徒指導相談員の委嘱について
- (3) 報告第 8号 結城市スクールソーシャルワーカーの委嘱について
- (4) 報告第 9号 結城市生涯学習指導員の委嘱について
- (5) 報告第10号 結城市特別青少年相談員の委嘱について
- (6) 報告第11号 新公民館の施設計画について
- (7) 報告第12号 平成29年度教育委員会の概要について

3 その他

午後 2 時 0 0 分 開 会

○学校教育課長 結城市教育委員会定例会を始めさせていただきます。

本日の定足数は達しておりますので、会議のほうは成立していることをご報告させていただきます。

なお、本日は傍聴人はいませんので、こちらにつきましても報告させていただきます。

それでは、委員長に開会宣言をお願いいたします。

○委員長

こんにちは。

それでは、ただいまから結城市教育委員会の 4 月定例会を始めたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○学校教育課長 それでは、今後の進行につきましては、中村委員長のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

それでは、始める前に、議事録の署名委員の指名をお願いいたします。北嶋委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

今日の報告内容に非公開の要求案件がありますので、非公開といたしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長

では、よろしく申し上げます。

それでは、議事に進みたいと思ひます。

本日は、議案が 1 件、報告事項が数件ありますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案第 6 号について、ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、提案をお願いいたします。

◎議案第 6 号 ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○生涯学習課長 それでは、議案第 6 号 ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。

上記議案を提出する。

平成 29 年 4 月 26 日提出、結城市教育委員会。

こちらにつきましては、結城市教育委員会規則にありますゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるといふことで、ゆうき図書館につきましては、この春から指定管理者制度におきまして、文化スポーツ振興事業団に指定管理者として 4 月から委託をするもので、それに伴いまして、図書館の設置及び管理に関する条例の施行規則の一部を改正するといふことで、ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 16 年結城市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正するといふものです。

第 17 条中の「図書館」、こちらを「教育委員会生涯学習課」に改める。

また、第 19 条及び第 20 条を次のように改める。第 19 条及び 20 条

の削除。

第42条中、「図書館」を「教育委員会生涯学習課」に改める。

第43条中、「教育長の承認を経て館長」を「教育委員会」に改め、また、別表を削るということで、この附則につきましては、平成29年4月1日から施行するというごさいます。

4ページからは、条例施行規則の改正案、現行と改正案になっております。

議案第6号については以上です。

○委員長

ありがとうございます。

それでは、各委員さんから何かご質疑、ご意見等ありましたらよろしくお願ひします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長

ございませんで、早速採決に入りたいと思ひます。

議案第6号について、原案のとおり賛成ということに賛成の方は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

○委員長

満場です。ありがとうございます。

それでは、承認いたします。

続きまして、報告事項のほうにまいりたいと思ひます。

まず、教育長報告について、よろしくお願ひします。

◎教育長報告

○教育長

(1) 教育長報告ということで、18ページ、19ページをお開きください。

教育長報告。

結城市学校教育の目標と基本方針等について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成29年4月26日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

右側の報告事項でございませうが、1、結城市学校教育の目標と基本方針について、これにつきましては、結城市学校教育の目標、これは指導課のほうで各学校に指導概要、教育活動を指導していく指針としているところでございます。具体的には、次のページに、20ページのほうにございませうが、1番の結城市学校教育の目標、心身ともに健康で豊かな人間性を培い、郷土の自然や文化を愛し、社会の変化に主体的に対応できる「生き抜く力」を備えた子どもたちを育成する。そのための基本方針でございませうが、信頼関係を基盤とした学校教育の実践、知・徳・体のバランスのとれた社会人の基礎を養う。ここにございませうは、昨年度と同じでございませう。

信頼関係を基盤とした学校教育の実践につきましては、結城市教育大綱

の基本方向の1番に同じ文言で、信頼関係を基盤とした学校教育の実践というものが示されているところをごさいます、そちらを踏まえた基本方針になっているところをごさいます。

具体的には、重点目標として、右側に6つの柱が示してごさいます。1から6まで、この6つの柱を構造化したものが下の自主性・自立性を育む教育の推進、左側の枠でごさいます、そこに1, 2, 3と。そして、右側の中段に、時代の変化やグローバル社会に対応できる教育の推進、柱としては4, 5, 右下に地域に信頼される魅力ある学校づくりとしまして、柱として6を配置して、全体的な教育活動の推進に当たっているということをごさいます。これについては、県の学校教育指導方針というのが示されておりまして、毎年、県のほうから、教育委員会のほうから示されているものも踏まえて、1から6を示しているところをごさいます。

具体的には、特に1番、柱の1, 右下の枠の中に、1, 確かな学力を育む教育の推進の二重丸の下にですね、5段階(めあて・自力解決・交流・まとめ・振り返り)を踏まえた「結城スタイル」の授業の確立、これは全ての小中学校、そして、全ての教科で、この5段階を基本形として、全てのこの学校でもこういう取り組みをしていこうということで、昨年度から実施しています。まだまだその徹底に、特に中学校にその徹底、力を入れていきたい。小学校はもうほぼそういう形になってきています。今、新採の先生とか講師の先生、よその市町村から転入された先生方に結城市はこういう授業のスタイルでやっていますと、ある程度基本形を示して、そこから今度は質、中身の質の向上という部分に、当然展開していくわけですが。基本形をこういった形でみんなで子供たちに指導していこう。子供たちはもうそういうものになれているというんですかね、先生が授業をこういうふうに1時間流す、45分とか50分。そうすると、子供たちもそれを、授業はこういうふうに進んでいくんだなということをお互いに共有して、安心して授業ができる。これは特別支援教育の大きな流れの中でこういう指導過程という、1時間の流れをきちっと示して、それで授業を進めていくということが、先をちゃんと見通しを持ってやれるということで、安心感につながるんですね。そういう特別支援の子供たちも通常学級にいるわけです、ふだん。ですから、授業をやはりそういう配慮をしながらやっていこうというので、去年から全体で取り組んでいるところです。そこを特に中心にしていきたいと。

2番のところでは、上段の二重丸の3つ目の米印のところ、機能する「いじめ防止等のための基本方針」と未然防止・早期発見・早期解消のための組織的な取組の推進、いじめについてしっかり再度体制を機能する、ただこういうふうに行っていきまですなくて、具体的に全職員で共有しながら、チームで対応していく。そういうものをきちっと進めていこうということで、重点にしているところをごさいます。もちろんそれ以外の米印についても、これは取り組んでいくところをごさいます。

続いて、6番のところに、昨年からですかね、幼保小、幼児教育というんですか、就学前教育、幼稚園や保育所、そして小学校、中学校、そういうものの連携を大事にすると。就学前教育をしっかりとしようというのが県の方向で打ち出して、新たな組織もできたものですから、本市でも小中の連携は十分やっているんですが、そこに幼保小、幼稚園や保育所の連携も取り入れて。昨年度からそういう会合なども持ちながら進めているところですが、今年度はさらにその充実を図っていこうというところで、6番のところに、そのような二重丸で示しているところがございます。

そのほか、具体的にはたくさん記述されているところですが、各学校と一緒に、この基本方針に基づいて教育活動が充実するように取り組んでまいりたいと考えているところがございます。詳細については、後ほどごらんいただければと思います。

19ページにお戻りください。

19ページ、2番でございます。平成29年度小中学校入学生、大変入学式でお世話になりました。小学校の入学生につきましては、今年度452名、括弧は昨年度でございます。中学校の入学生は455名、昨年度に比べると増えてはいるんですが、卒業生の数が多かったりしているので、トータル的には小学校は、児童数は2,750名、昨年に比べて若干、22名ほど減っているところがございます。中学校の生徒数は1,347名、昨年度に比べて26名ほど減っているところがございます。これは4月1日現在というようところで、入学生は昨年と比べて多いんだけど、卒業していく生徒のほうがちよっと多かったりしているので、トータル的にはちよっと減っていますよということでございます。

参考行事等で、1から7まで示させていただきました。タイのメーサイ高校、パヤオ・ピタヤコム高校から高校生が、各高校から2名ずつ、また、教員等も一緒に来ているところですが、結城一高と鬼怒商業のほうで、実際に授業に参加しながら取り組んで、入学式の日から参加しています。

また、教員4名については、12日に城南小、結城東中のほうで子供たちの授業参観、また交流などを進めたところがございます。城南小は昨年交流しておりまして、昨年はお手紙を子供たちが書いたんです、英語で。それで、ぜひ城南小に行きたいということで、先生方が、城南小が指名でございました。東中とかについては、ある程度中学校をローテーションして見学いただいているような状況でございます。

4月18日、全国学力学習状況調査が実施されて、小学校6年生、中学3年生、国語、算数、数学について実施されたところがございます。

3番、19日に城西小の取り組み、文部科学大臣賞ということで、創意工夫育成功労学校賞ということで、文部科学大臣表彰を受賞したところがございます。これは、発明工夫とか理解教育とか、そういうものの充実が認められて表彰されたところがございますが、校長が文科省に行って、賞状をいただけてきました。29年は全国で13校表彰を受けております、

その中で城西小。これのすごいのは茨城県が13校のうち9校が茨城県の小中学校なんです。理科教育とか発明、工夫にかなり力を入れているという、これは県全体としても力を入れているということですが、県西地区では下館南中と城西小のこの2校でございます。全部では13校、学校の取り組みが学校賞として表彰を受けたということで、ご報告をいたします。

4番、24日月曜日、今週の月曜日でございますが、関東道路株式会社様のほうから、これは7年目になるんですが、教育の充実について使ってほしいということで、今年度も結城市への寄附をいただいたところがございます。これにつきましては、この後、補正予算、そういう形で、市の財政のほうに繰り入れながら計画的に教育の充実のほうに活用していきたいということで考えております。

5番、PTA総会、今、小中学校でPTA総会を実施しているところですが、22日土曜日には3中学校ともPTA総会、授業参観等が実施されたところがございます。28日、絹川と結城西小、城南小、山川小、結城小、江川北小、こちらが実施予定でございます。29日の土曜日は、城西小、江川南小、上山川小で実施、そのような予定でございます。もしお時間等ございましたら、お運びいただければと思います。勝手に授業を見たり、そういうことで、私も中学校は3つ回らせていただきます。

6番、結城市研究会総会、研修会ということで、5月2日火曜日でございますが、市内の教職員、講師も含めまして、教育研究会という組織がございます。教科とか、また生徒指導とか特別支援とか、いろいろな部会、研究部に分かれて、結城の教育活動の充実に先生方が協同して取り組んでいる会でございます。その研修会がこの2日に、場所が抜けておりました申しわけございませんが、山川小学校を会場に実施される予定でございます。午後実施の予定でございます。県の教育庁から学校教育部長に来ていただいて、あわせて講話をいただくというようなことで計画をしているところがございます。

7番、市内小学校陸上競技会、5月18日木曜日、小山総合運動公園陸上競技場のほうで実施予定でございます。

以上、教育長報告でございます。よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。

年度初め、教育長には大分ありました、たくさんありましたけれども、何かご質疑ございますか。

○石川委員

今、教育長さんのほうからタイのメーサイ高校生が研修で来られたということで、今の話では、結城一高と鬼怒商ということだったんですけれども、小中学校には行かれたんですか。やっぱり違うじゃないですか、高校と小中学校というのは。それで、職員さんも、教員も4名来られているみたいですが、やっぱり高校だけじゃなくて、小中学校なども、日本のタイと違う、その辺の研修なんかはどうだったのかなと、そこをまず伺いたいと思います。

- 教育長 向こうから来るタイの高校生については、小中学校へは来ていません。高校生ですので、結城一高と鬼怒商のほうへ。普通に授業に参加して生活をして。教職員のほうは、城南小と東中に12日に見学をしています。そのほかつくばの並木中等とか、あとは春日の義務教育学校、そちらのほうに1日見学に行かれたようです。
- 石川委員 わかりました。
いいですか、まだちょっと何点か。
関東道路株式会社のほうから結城市のほうへ100万寄附ということで、これも7年連続でいただいているということなんですけれども、結城市のほうから何か表彰とか、何かこう相手にも敬意じゃないですけれども、そういう形的には何かしていることがある、やっぱりそれだけ結城市教育に関して思ってもらっているのであれば、何か表彰でも、何かあれば、してあげればいいのかなど思っているんですけれども、その辺はどうなんでしょう。
(発言する者あり)
- 石川委員 例えば教育振興大会での表彰、それは毎年やっているんですか。
- 学校教育課長 毎年はしておりません。
- 石川委員 毎年はしていないということですか。わかりました。
7番目の陸上記録会なんですけれども、これは雨だったらもう中止になるんですか。
- 教育長 順延で。
- 石川委員 順延になるんですか。
- 教育長 トラックそのものはかなり、ちょっとぐらいの小雨ではできる状況はありますので、態度決定は市内の小中体連で進めていくところですが。
- 石川委員 順延ということですね。
- 教育長 ええ、順延で予定しています。
- 石川委員 わかりました。
- 教育長 予備日として19日はとってございます。
- 石川委員 19日だね。
以上です。
- 委員長 はい、岩崎委員、どうぞ。
- 岩崎委員 この城西小の文部科学大臣賞を受賞されたということで、発明工夫とかそういうのというのは、どういうものを作ったというか、授業の取り組みなんですか、それとも何かそういう作品というか。
- 教育長 学校として、たくさんの子供たちがそういうものに取り組んでいるという取り組み、あとは作品とかそういうものも含めて、その辺指導課長、説明をお願いします。
- 指導課長 はい、1年じゃなくてですね、継続で進めて、長年進めてきたものに対して表彰という形になりますので、特にこの作品とかというわけじゃないですが、城西小学校自体が例年科学技術とか発明工夫作品展に応募してい

ただいて、いろんな賞をもらっているということで、学校全体としての賞でございます。

○岩崎委員

わかりました。

○委員長

すごいですよね。文部大臣賞ですからね。

○教育長

先ほど申し上げましたように、その中には、東海村の石神井小学校、常陸太田市立機初小学校、神栖の横瀬小学校、結城市立城西小学校、笠間市立笠間中学校、常陸太田市立金砂郷中学校、行方市立麻生中学校、かすみがうら市立霞ヶ浦中学校、下館市立下館南中学校、9校が茨城です。全校で13校です。小学校4校、中学校5校。

○委員長

茨城は突出していると思いますよね。高校なども学生科学賞なんかかなりもう出ていますよね、いいことだと思います。こういうものが励みになって、やっぱり子供たちの学力向上につながるし、しいてはいろんな問題行動の抑えにもつながる。

○岩崎委員

市報か何かでこれは市民の皆さんとかにお知らせする機会というか、設けられているんですか。

○指導課長

学校のほうでは総会が今年ありますので取り上げて、それから学校だより、ホームページ等での報告ということで。あと、こういう賞をいただきましたということに関しては、市の秘書課のほうには連絡させていただきました。

○岩崎委員

そうですね。せつかくの機会ですから……

○委員長

恐らくこれは市報に出るかもしれないですよね。堂々と掲載していただいて。

○教育長

紹介してもらうようお願いをしてみます。

○委員長

これはあれですか、例えばそういった実績というのは、学校からの申請というか、事務局からの申請とか、どういう形。

○教育長

もう県のほうからですね、もうある程度実績を上げているのでどうですかと。自分のところで一生懸命やっていますよというだけでは、全然選考対象にならなくて、県の推薦がないと通らないもんですから。国のほうで城西小の今までの実績を見て、県西の中では城西小でしょうと、小学校では。そういうことで推薦をいただいて。もちろんそのためには実績を報告しながらと。

○岩崎委員

こういうことがあれば、ほかの学校も取り組みたいというか、取り組もうという気持ちになるかもしれないんでぜひやってもらって。

○委員長

そうですね。今、岩崎さんのおっしゃるとおりだと思います。これを機にどんどんアピールしながら、ほかの学校さんにも転移するというか、頑張ろうという、そうすると、結城市全体が活性化を図れるという。絶対これはこういういいことが起きたので、どんどんアピールしていただければと思います。

北嶋委員さん、いかがでしょう。

○北嶋委員

4番の寄附なんですけれども、教育の充実というところに活用していた

だいているようですけれども、具体的にはどんなところに使っているんですか。

○学校教育課長 4番の寄附金ですね。こちらは学校の校長先生と今後協議をして、学校で必要なものを買っていきたいというふうに考えています。昨年度まで、今年もそうなるかなとは思いますが、小型のビデオカメラというか、こういう虫眼鏡ぐらいの大きさのビデオカメラを買ったんですね。受信機もついていて、それがテレビに映し出されるという。ICT教育の一環ということで、昨年はそれを購入しました。多分今年も恐らく、ほかの学校でも非常に人気があるので、そちらを12校分買いたいなというふうに考えております。

これから協議して補正予算を組みますので、補正予算は多分9月になるというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 ちょっと途中なんですけど、この教育委員会概要は、これ説明とかというのはあるんですか。

○教育長 この後。

○学校教育課長 報告事項の一番最後に。

○委員長 そうか。じゃ、わかりました。そのときにいろいろ、これが今年度の教育をつくり上げていくもとなるんで。

どうぞ。

○石川委員 教育長の学校教育の目標の中で、いじめ防止のというところなんですけれども、具体的に取り組むということは、どういう具体的に取り組みを予定しているのでしょうか。

○教育長 まず、基本方針は各学校ごとに基本方針を定めることになっていますので、それは見直しをしながら、もう作ってはある、それを見直しをして、実態的に、実際に、ただ作っただけでは、方針をつくただけではしようがないので、それが普段の学校の教育活動とか指導の中で機能するように見直しをしたりしながら進めていくということです。実際にはもういじめはあるもんだという意識のもとにかかわっていくというのは大事なことでございますので。当然未然防止の取り組みとあわせてそういうことをやっています。

○石川委員 わかりました。

○委員長 じゃ、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 じゃ、進めさせてもらいます。

続きまして、報告第7号 結城市生徒指導相談員の委嘱について、
よろしく申し上げます。

◎報告第7号 結城市生徒指導相談員の委嘱について〈非公開〉

〈非公開部分削除〉

○委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、報告第8号 結城市スクールソーシャルワーカーの委嘱について、事務局、お願いします。

◎報告第8号 結城市スクールソーシャルワーカーの委嘱について〈非公開〉

〈非公開部分削除〉

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、報告第9号 結城市生涯学習指導員の委嘱について、非公開として続いてお願いします。

◎報告第9号 結城市生涯学習指導員の委嘱について〈非公開〉

〈非公開部分削除〉

○委員長 ありがとうございます。

次にいきます。

報告第10号 結城市特別青少年相談員の委嘱について、非公開としてお願いします。

◎報告第10号 結城市特別青少年相談員の委嘱について〈非公開〉

〈非公開部分削除〉

○委員長 続きまして、報告第11号 新公民館の設置計画についてお聞きをします。

◎報告第11号 新公民館の設置計画について

○生涯学習課長 続きまして、報告第11号 新公民館の設置計画について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成29年4月26日提出、結城市教育委員会。

資料のほうですが、次のページ、30ページからになります。

新公民館の設置計画としまして、現在の市役所の本庁舎、その東側の現在車庫があります。そこを取り壊して、その場所に設置というふうな計画でございます。鉄骨づくりの2階建て、床面積が449.27平米、延べ床で802.40平米になっております。

主な施設ですが、1階には集会室A、B、また、音楽室、調理室、事務室、その他としましてロビー、トイレ、倉庫、エレベーター等になっております。

また、31ページには配置図がございます。そのもう一枚開いていただきますと、32ページ、33ページが1階、2階の間取り図になっております。こちらで1階の部分が事務室、音楽室、また調理実習室、集会室の

A, Bという形で配置をしております。また、中央にはエレベーター等の設置を考えております。また、2階でございますが、集会室のC, 集会室のD, 集会室のEと。

なお、集会室のDとEにつきましては、真ん中程度に間仕切りをしまして、2つに分かれるような形。また、間仕切りをとりますと、約130名が入れる集会室、会議室等になる予定です。そのほか和室が22.5畳程度ですがあります。同じようにトイレ、エレベーター等が設置されるということでございます。

また、委員の皆様には資料として、結城市公民館施設整備の基本計画というのをお渡ししてあると思います。こちらの計画のほうでは、概算事業費といたしまして、約2億5,000万円ほどを見込んでおります。今現在、実施計画、実施設計等を行っております。これは終わりました後で、工事に入って行くわけですが、今年度末、平成30年3月で完成するというふうな形で、今年度中進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長 では、今の新しい公民館の設置についての報告について。
どうぞ。

○石川委員 今、課長のほうから設計の計画の話がありましたけれども、まず私的には、その計画も、今の公民館が耐震的にとても厳しい、古いからというものもあるんでしょうけれども、その前に、西の宮にももとホテル結城があった場所も、部屋はいっぱいあるんじゃないかなとか、周りから声を聞いても、やっぱりここはどうするのとかいうような、無駄な税金。ここも2億5,000万、やっぱり大金。そう考えたときには、そういうところの案とかはどう、あるんですか、そういう。例えばそういう、計画は計画、いいんですけども、そういう大きな建物も現実ある中で、その辺の案とか。やっぱりこれも生涯学習課のほうというのもありますよね、「ゆうの木」も入った、今はもう移動しているとは思いますが、そこも耐震の何か、駐車場がないとかいろいろ話も聞くんですけども。その辺の話とかは、生涯学習課でも話はあるんでしょうか、いろいろと。全然その辺は見えてこないんですけども、話も聞かないんですけども。もうこういう新公民館の設計とか設備の計画とかは聞きますけれども。その前に、やっぱりこう話をするところがあるんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○生涯学習課長 石川委員さんのご質問にお答えします。

まず、もとのホテル結城等々もありますが、そこにつきましても、やはり耐震の問題で、中に入れないということで、今ほとんどが倉庫として利用しているところなんです。また、公民館のほうにつきましては、現在の浦町の公民館のほう、今現在、使用停止になってはいますが、そこを残しつつ裏手の駐車場とかいろいろ計画はした、つくるに当たって、計画はしてはしましたが、最終的に市役所の倉庫、また、コンパクトに若干ありますので、

将来、市役所も移転するというところで、その跡地利用としましても、今の庁舎が使えるのかなというふうな形で、ある程度今回設計した中では、コンパクトな形の設計になっております。

そういったことで、ある程度検討、何か所かはいたしまして、最終的に将来を見込んで市役所が移転した後、その跡地利用、結城の駅北口の中心的な活動拠点というふうな形で、この計画の中ではそういったことで設置場所が、そこを取り壊してそこに設置するというふうなことで検討してまいったところでございます。

○石川委員

倉庫で話が出ているかもわからないんですけども、倉庫でも部屋が何か物すごい空いているような気がするんです。そこにもうびっちり倉庫といっても、じゃ、あの建物も耐震で壊れる、倉庫といったってね、壊れたらやっぱり倉庫にならないのかなと。その辺も、ただ倉庫で終わらせるような考えじゃ、ちょっと違うのかなとも私的には思うんですけども。やっぱり耐震は耐震で悪いのであれば、もう壊すなり何なりの、建物があれば固定資産だって当然いろいろ支払いはあるでしょうから。その辺の金の、市税のそういうところももっとやって、話をしていくべきじゃないかなと私的には思うんですけども。その辺は、まだそんなに……

○教育部長

公民館について若干補足の説明をさせていただきます。

まず、公民館をつくるにあたりましては、石川委員ご指摘のとおり、数カ所検討してございます。まず、現在の浦町の公民館の場合、それと、今回の市役所の敷地の中、駅前分庁舎を検討してございます。旧結城ホテルにつきましては、耐震の性能が不足しているということで、人が入れない施設といった形で、今後、市の執行部のほうで取り壊しなり何なりの検討をしていくというふうに考えております。現在倉庫という話で、とりあえずは使っておりますが、危険な建物ですので、将来的には取り壊すと。逆に補強となると、やはり数億かかると。建物自体の寿命は、鉄筋コンクリートでおおむね60年と言われております。耐震補強をしたとって、寿命が延びるわけではございませんので、将来的なことを考えると、撤去の方向に向いていくのではないかとといったことは認識しております。

次に、現在の公民館の場所についてですが、現在、駐車場としてお借りしている部分については、借地の部分がかなりの面積を占めております。その借地については、平成28年度末をもって、借地の契約を解消しましたので、現在、西の端の細長いところと旧池田写真屋さんの跡が駐車場として現在利用しているところなんですが、その場所では、敷地の形が大変細長くて、利用しやすい公民館の建設は難しいといったことで、そこは断念しております。

また、駅前分庁舎なんですが、こちらについては、この庁舎を公民館と利用するためには、まず大規模な改修をしなくてはならない。それと、駐車場の問題もございます。なおかつ、二階に店舗等が入っております。この建物の将来的な展望が比較的不明瞭な部分もございますので、この改

修費等を考えると、やはり駅前の分庁舎も断念したところでございます。

それと、市役所の敷地内で現在の市庁舎を改修するといった検討もしてございます。現在、第1庁舎、第2庁舎ございますが、こちらの建物の用途は事務所の用途になっています。公民館は集会所の用途となります。事務所から集会所に用途を変更するためには、第2庁舎の位置で考えてみますと、一度、鉄骨をむき出しにして、今の建築基準に合った耐火構造とするため、防火被覆等を大規模に施さなくてはならないといったこととなります。先ほど言いましたように、防火の改修を行っても、建物自体の寿命が延びるわけではございませんので、2庁舎についても1庁舎についてももうかなり年数が経っておりますので、将来的には、やはり一度大きな改修を考えるとといったこととなりますと、現段階でそこを公民館に使うのは難しいと。なおかつ、庁舎の移転がまだ数年かかります。その数年間、現在、公共施設等を利用していただいておりますが、大変ご不便をかけております。それを今後3年ないし4年継続するということは、利用者の方に対しまして、大変ご不便をおかけして、ご苦勞をかけるといったことで、市としましては、早急な新公民館の整備を念頭に考えております。

今のようなもろもろの検討を総合して考えますと、現在の車庫の位置に新しい公民館を、コンパクトな公民館になるんですが、公民館をつくりまして、市庁舎が移転した後でも、北部市街地の中心的な拠点として、人が集まる、そして人が利便的に使える施設となることが一番適切ではないかなといった形で、車庫を取り壊してつくるといった方向で決めさせていただいた経緯がございます。

以上でございます。

○委員長 いかがでしょうか。

○石川委員 じゃ、その元のホテルのところも、あとは壊す方向で考えているということですね。

○委員長 どうぞ。

○教育部長 先ほどお話ししましたように、市の執行部のほうで決定をしますので、見通しとしては壊すだろうといった感覚でお話をいたしました。壊すことが決定したわけではございません。

○委員長 いいですか。

○石川委員 いいです。

○委員長 ホテルは、あそこはやっぱり素人で見てもね、専門的に耐震化されていないんで危ないというのものもあるし、造りがもう複雑で使い勝手がよくないと思いますよね。壊すほかないのかなとは思いますがけれども。ただ、今やっぱり石川委員が危惧されているのは、私たち市民として税金を納める。そういった税の使い方、皆さんが納得するような、そういった情報を提供していただくとか、そういうことをひとこと応援してくれる人もいるかなと思いますし。全体の何ていうのかな、市の事務事業を初め全体像を、トータルプランとしてそれを執行していく、トータルプランナーみたいな

ね、そういった、執行部と今、部長言われましたけれども、執行部さんでいいと思うんだけど。しっかり見ていかないと、実際行政だと、かなりの無駄が大きなひずみになっていますよね。そういったものをきちっと、これから素晴らしい、部長さん方々があたってくれるんでしょうけれども、ぜひお願いするところです。

○石川委員　　今、委員長さんのほうから話があったように、さっき部長のほうからも話があったように、それをよく、当然のことだと私的にも思うんですけども、やっぱり我々は市民とか、そういう周りからの話とかも、そういう意見としてね、そういうことも必要なのかなと、私的にはこういう教育委員として、生涯学習課とこういう関係のあるものに関しては、意見を言っていかななくてはならないのかなと。少しでも委員長さんが言ったように税金もかかるのであれば、我々の意見も、やっぱり言っていかななくてはならないということもあって、私はいろいろ意見を言わせてもらっているんですけども。その辺を執行部というか、上のほうだけでというよりも、下から言っていかないと、変わるのも変わっていかないのかなとか。もういろんなことを我々も考えて、ほかの審議員の人たち、保護者の人たちにも、いろいろ意見があったときには説明もしなくてはならないし、全然俺わからないよというのもいかないと思うんですよね。

だから、ある程度それなりの情報じゃないですけども、今、委員長さんが言われたように、情報じゃないですけども、やっぱりこれに関してはどうなのとかね、といったときには、それを話をさせていただければ、私的にもちょっといいのかなと、そう思ってちょっといろいろね。当然もうわかっているんです、本当は。ただ、そういうのもあるんで、そういうことを言わせてもらいました。

以上です。

○委員長　　でも、今、部長から経緯についていい話を聞けたと思いますので、ありがとうございました。

じゃ、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○岩崎委員　　すみません、委員長、跡地はどうなるんですか、その公民館の。

○委員長　　そういう話なんですけれども、公民館の跡地、実際に何か賃貸契約の部分はかなりあるという話でしたけれども。私も実際にはわからないけれども、私に言われてもわからないんで。

○生涯学習課長　　現在使用している公民館ということでよろしいですか。

○岩崎委員　　そうですね。

○生涯学習課長　　あそこについては、取り壊しを考えるとはおるんですが、やはり取り壊しするに当たっても、億近い金がかかるというふうなことをお伺いしておりますので、将来的には、どのような利用をしていくのかということも計画の中で進めていければいいのかな。まだちょっと何年か後になってしまうとは思いますが、取り壊しに相当お金がかかるということを聞いており

ますので、跡地の利用については、まだ今のところ検討はしておりませんので、今後進めていくという形になるかと思えます。

- 委員長 私さっきちょっとね、トータルプランとかの話をお話ししましたが、その辺が、私非常に難しい、これはプロジェクトを組まなきゃだめだと思うんですよ。だから、そういったことをちょっと言わせてもらったんだけど、ぜひお願いします、大変だと思うんですけども。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 委員長 それでは、報告第12号 平成29年度教育委員会の概要について、お願いします。

◎報告第12号 平成29年度教育委員会の概要について

- 学校教育課長 報告第12号 平成29年度教育委員会の概要について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成29年4月26日提出、結城市教育委員会。

こちらにつきましては、今年度の教育委員会の概要、皆さん、お手元の資料のこの黄色い表紙になりますが、こちらが届いていると思います。こちらに当たっての概要を集約したものでございます。私のほうからは、学校教育課のほうをご説明させていただきまして、行政順に、学校教育課、指導課、生涯学習課、スポーツ振興課、給食センターという順番で説明をさせていただきます。

- 委員長 その前に、今から各課長さんからお話聞くんですよ。丁寧に今までご報告というか説明いただいたんですけども、要点で結構と思います。結構、もう準備されているとは思いますが、かいつまんでよろしく。

- 学校教育課長 それでは、要点で説明していきます。

- 委員長 私はわかっているから云々じゃなくて、きっとそのほうがわかりやすいと思います。

- 学校教育課長 まず、こちら……

- 委員長 西村課長がきっと最初に先陣切ってお話ししてくれるんですよ。それに倣ってやってもらえればいいということで。すみません、余計なことを言いました。

- 学校教育課長 まず、こちらの概要のほうなんですけど、主に事務分掌とかその辺は、ゆき図書館が今度委託されるようになって変わったぐらいで、そんなに大きくは変わっておりません。

8ページをごらんいただきたいと思います。

こちらに結城市の教育大綱を入れました。これは昨年度、教育委員さんと、それから市長で決めた結城市の総合教育会議の中で決めた教育大綱、こちらを入れてきたというのは、今回からでございます。

学校教育課の概要が10ページ、11ページに出ております。内容については、児童数とかその辺は変わっておりますが、大きな変化はございま

せん。

13ページに本年度の事務事業の内容ということが出ております。昨年度、事務事業評価というのをやったかと思うんですが、こちらで新規事業が入っております。まず、大きなところで、新規事業で入っているのが小学校ICT関係事業、それから中学校のICTの関係の事業ということで、こちらは校内LANの整備ということで、いよいよ今年の夏休みに校内LANを引いて、それから9月にはタブレットを入れて、ICT教育が始まるということで、小学校では結城小学校、中学校では結城中学校がモデル校として、今年出発していきたいというふうに考えております。来年度以降につきましては、3校ずつやっていくのか、まだこの辺のところにつきましては、実施計画の中で決めていく内容となっております。

それから、小学校整備事業の中で入っているのは、小学校トイレの改修実施設計委託というのが入っております。こちらが新規で出てきています。最初はエアコン整備ということを最初に、去年あたりは進めていたんですが、やはりトイレ環境を整備してほしいという要望がかなり強かったものですから、エアコンは夏場だけ、トイレは毎日使うので、トイレを先に整備してほしいということで、和式から様式への変更ということで、こちらを進めていく予定になっております。

それから、その下にですね、小学校整備事業のトイレの下のところは城南小学校中校舎増築工事、こちらが入っております。これがこの費用の中のほとんどでございます。1億3,000万かけます。こちらは、小学校の児童数の増加、それと特別支援教室の増加によりまして、こちらを増築工事をやるということが主な事業になっております。

上から、社会人TT配置、これも毎年やっているんですが、その下に注目したいのは、学校生活サポーター配置事業、こちらはいわゆる介助員というやつなんです。こちらがですね、昨年に比べるとかなり増えているということでございます。学校からの希望54名ぐらいあったんですが、30人で対応していくということで、こちらが増えている傾向にございます。こちらが最大の特徴でございます。

それから、中ほどに学校図書館運営事業というのがございまして、こちらは、学校図書館に巡回文庫として、300万円の予算で、図書を買って、これらを巡回図書で学校をぐるぐる回ってということでございます。今年度、最終年度になりますが、今年も300万円の予算がついているところでございます。

学校教育課の主な事業は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長

これは各課ごとにちょっといいですかね、意見をもらってしまって。そのほうが、後でまたトータルできっと何か意見があると思うんですけども。

今の学校教育課関係の概要の中で。

○岩崎委員

今年校内高速LANを、タブレットの授業ということで事業が組まれて

いると思うんですけれども、今後というか、その後の計画の事業の中で、当然、台数が少なくて学校の中で使い回しとか、もしくは学校間で貸し借りみたいな形で、そういうタブレットの授業をやってみたいという意見も出ているようですので、何ですかね、3校ずつ増やしていくのがいいのか、それとも少量の台数を学校に少しずつ回すのがいいのかというのを、ちょっとその後の事業計画の中でいろいろ学校の校長先生のご意見はあると思うんですけれども、ちょっとそういうのも考えていただければというふうに思います。そういう話がちょっとありましたので。

○委員長 学校のほう。

○岩崎委員 はい。少量の、台数が少なくても、何人かで、1人1台ではなくても、何人かでやって、算数とかそういう授業でやってみたりという、そういう意見がありましたので。

○委員長 私もちょっとそれも心配しているところなんです。結局容量の問題で、結局容量を増やすと予算も増えることになると思うんです。かといって容量を少なくして、だから、その高速LANというのは、実際はウェブとかどこから高速だかわからないんだけど、でも、実際に授業で使えないと話にならない。この前、どこかでコンピューター室で、もうじれったくて、これじゃ授業にならないというところがどこかであったんですね。結局は一斉に動かすと、きっと容量がパンクしているんだと思うんですけども。その今の少なくして容量を早くしてという方法も、私、一理あると思うんです。とにかく早くないときっとだめだと思うんですよ。一人一人がやっぱり持っていて、必ず同時に一人一人が来てやらないで済むかもしれないし。実態をきっとよく授業の実態というか、授業のアウトラインというかな、それをどのような使用をされることが一番多いのかなという。そういったところで、きっと高速LANというのが生かせるシステムにしてほしいなという、私の希望はあります。自分が担当した事業者だったらばそう思います。その辺も予算との兼ね合いもあるんでしょうけれども。

○学校教育課長 今年度につきましては、検証していく段階になると思います。まず物がなくて使えない、校内LANも引かないといけない。物が来て、それを検証していく作業で終わってしまうかなという感じですか。

○委員長 そのモデル2つをね、小中のやっぱり十分に学校と連携をとりながらお願いしたいと思います。

よろしいですか。

○岩崎委員 すみません、設置がいつになるんですか。

○学校教育課長 今のパソコン教室のパソコンというのは全てリース契約になっているんです。夏休みまでリース契約を持っているんです。これをリースが切れて、だから、今の考え方として、デスクトップ型のパソコンがタブレットになると、このように考えてもらいたいですね。校内LANを引いて、それとアクセスできるようになってきて、そこから実際授業に使っていく場合には、いろんなことを検証していかなければいけないので。モデル校

として結城小学校と結城中学校でまずやってみて、どういうものかという検証をしていかないと、今後が出てこないというのが現状です。

引くのは夏休みしかできないんですよね、小学校にしても中学校にしても。とにかく授業中にはできない。配線をして、アクセスポイントもつくってと。アクセスポイントの場合は、どうしても環境によって変わってきますんで、例えば教室が2つで1個で間に合うところもあるし、いや、環境が悪いところは1個で2つという、これらも検証していかなければならないというのがありますんで、それらをやって、校内LANを整備して、それからタブレットを入れて、さあどうかということですね。

○委員長 実際にはこれは、技術的に、私よくわからない、アクセスポイントを選択制にして幾つか置いておいて、それで入っていけるところをちゃんと選択できるような方法、本当は一番それがいいと思うんですよね。1個にして、結局そこがストップしてしまうと終わってしまうんで。そういうのもあるし、それからもう一つは、モデル校でいいんですけども、私、城南小学校へこの間行ったときに、アナライザーを入れたんですね。これはもう相当時代遅れなんですよ。今までずっと煮詰めていて、やっと入れたんだと思うんです。きっとご存じの方いると思うんですよね、部長知らないですか、アナライザー。城南小学校にあったアナライザーが機能しないで終わってしまった。私が行ったときに、もう入れたばかりなんだけれども、誰も使わない。もうコンピューターの時代になってしまった。

そういうのもあるんで、やっぱり余り引っ張ってしまって古いモデルで、じゃ、いきましようはもうだめだと思いますね。ここら辺もよく考えていただいたほうがいいかと。

○学校教育課長 ということで、現在リース契約にしてあるところですね。

○教育長 もうこれからはタブレット的なものをどんどん使って、授業でグループ学習とかそういうのも多くなってくる、パソコン室でだけ使うという、もう状況じゃないですよね。だから、そういうのが可能になる、ICT環境にしていかなくては。一人一人にタブレットは渡せないんで、現実的に。小さい学校で100人ぐらいしかいなければ、全員にやるよなんて、最近そういう取り組みが出てきていますけれども、それは現実的に予算に見合わない部分です。ただ、タブレットを子供たちが使える環境というのは、整えていく必要がある、この社会の変化の中では必要だと思いますので。

○北嶋委員 学校生活サポーターなんかもそうなんですけれども、事業費をとってありますけれども、介助員が昨年より増ということで。

○学校教育課長 子供たちの増加傾向にあるということで。

○北嶋委員 その介助を要する児童生徒というのはどういう児童……

○学校教育課長 やはり何ていうんですか、特別支援の子に近い感じの子なんですね。

○岩崎委員 すみません、そうすると、さっきのICTの……

○委員長 ごめんなさい、さっきのまだ終わっていませんでしたね。

語力の向上ということ而努力していきたいと考えております。

4番目の読書活動奨励事業でございますが、小学生、中学生、それぞれ50冊、100冊を読破した児童生徒に市長賞というもので、桐材で作成した表彰盾を授与しております。昨年度は502名の児童生徒に市長賞を渡しているところでございます。本年度もさらに多くの児童生徒がこれをしていただけるように、小中学校と連携する取り組みにしたいと思っております。

最後に、紬のふるさと体験授業推進事業でございます。小山市との連携も含めまして、昨年度は結城市内の3中学校に5校の小山市の中学生を招きまして実施いたしました。結城市の中学生は中学2年生でございます、ほぼ全員がこれに参加しているところでございます。また、絹中学校のほうに出向きまして、結城市内の中学1年生が小山市で行われる体験授業のほうにも参加しているところでございます。授業の内容につきましては、主に家庭科の授業ということで取り組んでおりますが、市の事業として、学校全体で取り組む形に努めているところでございます。

指導課に関しては以上でございます。

○委員長 今の説明についてどうでしょう。

私からいいですか。英語教育なんだけれども、この文科省の教育課程の特例実施校、これ内容はあれですか、教科として進めるという、これは結城市としてでしょう、特例でいただいたのは。

○教育長 そうです。それぞれの学校、この小学校。

○委員長 これはぶら下がりになるんですか。

○指導課長 総合的な学習の時間の中の国際教育、その部分を1時間という形で、この英語活動に取り組んでいるところでございます。

○委員長 わかりました。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 ありがとうございます。

続いて、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長 生涯学習課の概要ということで、19ページからになります。

生涯学習課がまず、一人一人が自発的に自分に適した方法で行う学習が生涯学習ということで、生涯学習を重点的、また効果的に推進するための基本施策であります、第2次総合計画になると思いますが、教育・文化の基本目標と、未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくりに基づきまして、生涯を通じてともに学べる環境づくり、また、人権が尊重される社会づくり、個性豊かな芸術・文化の創造をテーマに各種事業に取り組んでいるところで。

そういった中で、生涯学習の基本計画の推進であったり、国指定であります結城廃寺、こちらの公有化の推進、また、結城紬ですが、ユネスコ無形文化遺産に登録されている保存と伝承、続きまして、文化・芸術の振興、

そのほか、文化活動の拠点となる施設、こちらはアクロスが文化センターであります、そちらが担っています。それと、先ほどお話ししました新公民館の整備、また、今年度からゆうき図書館が指定管理者で、情報センターとゆうき図書館が指定管理者になりましたので、こちらの利用者増のサービスとなっています。

そういった中で、今年度の事業といたしまして、25ページからになります。

成人式の式典、家庭教育支援事業、また集会所の管理、人権教育の推進、青少年相談員の設置というふうな形で、生涯学習では家庭における教育力の向上を目的としまして、家庭教育の支援事業、また、人権に対する正しい認識を深めるための人権問題の解消を目指す人権の教育推進事業、また、福井市と結城市と相互に訪問し、両市の小学校6年生同士が交流を行う、友好都市交流事業、また、本年度も、昨年度から引き続きまして小山市との連携事業の一環といたしまして、8月に広島市で開催されます平和祈念式典に市内の中学生、中学2年生6名を派遣する広島平和記念式典中学生派遣事業、また、新規事業といたしましては、中学生の学力の向上を図るために、地域の住民の協力を得ながら、学習支援を行う地域未来塾として、地域の教育支援体制等の構築事業、また、平成29年度から、先ほど言いましたゆうき図書館の管理運営、指定管理者に新たにしましたので、公益財団法人であります結城市文化スポーツ振興事業団との連携をとりまして、市民情報センター、ゆうき図書館を地域の課題の解決できる知の拠点となる施設として、また、生涯学習を支援する地域の教育・文化的基盤の整備環境として、運営のほうを実施しております。

続いて、文化係ですが、やはり結城廃寺跡の整備事業ですが、平成20年度から実施しました国指定の結城廃寺跡の公有化事業、昨年度をもって、対象だった民有地の公有化が完了しております。本年度、平成29年度においては、新たに追加することになった2筆の民有地について、指定範囲の拡大の手續を実施して、さらに公有化を図っていく方向で進んでいます。

また、本市の文化芸術の拠点である結城市文化センターの管理運営をスポーツ振興事業団に委託しておりますので、こういった中で、文化センターですが、やはり建ってから相当たっているということで、老朽化した備品の更新を今後は計画的に進めるための文化施設整備事業を実施しております。

次に、公民館では、市民の生涯学習の機会の提供の場ということで、市民講座を開始し、公民館の運営事業を行っております。冒頭でもお話ししましたが、こういったものを耐震も恐らく不足であったり、老朽化で、昨年11月から使用停止になっている公民館にかわる新しい公民館の整備を実施していくということでございます。

以上です。

ありがとうございます。

○委員長

多岐にわたっているようですが、何かありますか。一気に把握はできないと思いますが。ちょっと気になっているところもあれば。

ちょっと私、いいですか。結城廃寺跡の公有地化というか、これは区域対象外というのをなぜ2筆も入れるということになったの。

○生涯学習課長 もともと区域指定したときに、賛同を得られなかったところが4名ほど……

○委員長 そういう意味ですか。

○生涯学習課長 そのうちの2名が協力を得られるという形になったので、最初指定したときは、この4名のところを抜かして……

○委員長 実際にはその4名さん分の部分、本当は指定すべき対象だったわけけれども、それは指定していなかったのということだよ。そうですね。そうですか。じゃ、望ましい方向になったということで。ご苦労さまでした。いいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ないようですので、ありがとうございました。

続きまして、スポーツ振興課のほうから、次をお願いします。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

まず初めに、本日の資料の2枚目に、表紙をめくっていただきまして、目次の一番下のところに、炬火を持ったまゆげったのロゴを入れさせていただいております。それから、資料の一番裏のところに大きく、国体の開催競技ということで、こちらのロゴを入れさせていただいております。これは市民の国体開催の認知度向上を図るために、市役所全庁的に総会や会議などの資料、そのほか広告、チラシ等に載せていただくようお願いしたものでございます。早速学校教育課でご協力をいただきまして、載せさせていただいております。

4ページですが、教育委員会の組織があります。下のほうにスポーツ振興課がありますが、国体推進室で3人ということで、去年は1人でしたが、3人に、強化をしていただいております。

続きまして、7ページにスポーツ振興課の事務分掌が載せてありますが、スポーツ振興係で6番の東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致に関するものを、新たに事務分掌として載せてございます。

国体推進室におきましては、4番の全国高等学校総合体育大会に関すること、通称インターハイと言われておりますが、こちらが新たに加えさせていただいております。今後進めていくこととなります。

スポーツ振興課の概要ということで、資料の28ページから30ページにお示しをさせていただいております。

スポーツ振興課につきましては、昨年度から大きく変わるというところはないと思いますが、大きな目標としましては、スポーツレクリエーション活動、環境の充実とスポーツレクリエーション活動への支援を進めていくこととなります。

29ページの事務事業の内容でございますが、第68回北関東中学校野球大会、その下に中学校各種競技大会開催事業ということで、中学生の球技大会を今年度も引き続き進めてまいります。

資料の30ページになります。

市民各種スポーツ大会開催事業ということで、毎年体育の日に、市民スポーツレクリエーション祭を開催しております。本年度も引き続き開催してまいります。

それから、2月の、こちらも恒例となっております結城シルクカップロードレース大会、補助となっておりますが、主催は、実行委員会を組織しまして主催しておりますので、そちらに補助をしていくというようなことでございます。

次に、茨城国体推進事業でございますが、過日、総会を開催させていただきました。教育委員の皆様にも出席をいただいたところでございますが、481万3,000円の中に、実行委員会への負担金340万円が含まれているものでございます。

間を飛ばさせていただきますと、最後に、体育施設設備整備事業でございます。28年、29年の2カ年で鹿窪運動公園サッカー場の整備を行ってございます。今年度につきましては、芝の養生管理ということで、7月14日までが工期となっておりますが、その後、検査を経まして、8月から一般の市民に開放いたします。同時に開催のイベント、オープニングイベントを予定してございます。地元プロサッカーチームの鹿島アントラーズ関連の少年サッカー教室、それから、結城市のサッカー協会を通しまして、記念試合を開催する方向で現在調整中でございます。

以上がスポーツ振興課の概要です。よろしくお願いたします。

○委員長

説明についてどうぞ、ご意見等ありましたら。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長

ありがとうございました。

続きまして、給食センターのほうからお願いします。

○給食センター所長 それでは、給食センターの概要についてご説明いたします。

31ページをごらんください。

基本的な考え方といたしまして、食生活の多様化によりまして、偏食、肥満、アレルギーなど、児童生徒にとって新たな健康上の問題が生じております。学校給食の果たす役割はさらに重要になっております。さらなる食に関する指導としまして、栄養教諭を中心として、訪問指導の計画的な実施を進めるとともに、事後指導としまして、指導を行った翌月に給食時の訪問指導を実施して、授業の振り返りをするすることで、指導内容の定着が図られ、成果もあらわれると考えております。

それから、食材の安定購入体制、調理従事者の教育指導、設備の高信頼性を確保しながら、給食センターの運営管理の充実を図りまして、今後も

児童生徒の嗜好を考慮しながら、栄養バランスのとれた献立作成を努めまして、子供たちの健康でのびやかな成長のため、おいしい、また、安全で安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

それでは、33ページをごらんください。

事務事業の内容ですが、給食センターは一事業しかございませんので、事業名が学校給食センター運営管理事業です。事業費が3億6,253万4,000円、28年度と比較しますと、約220万程度増加しております。事業内容につきましては、例年どおりでございます。調理・配送業務が民間委託です。食品検査につきましては、食品上調理場の衛生検査を民間に委託しております。放射能の測定につきましては、地産地消献立まるごと一食分を実施しております。

給食用の食器、備品の更新でございますが、劣化した副食用の仕切り皿の更新をします。次に劣化の激しい備品、食缶ですが、汁物、揚焼用、冷菜用、3種類ございます。これを更新いたします。

1学期終了後、7月の末に給食センターしらべ隊を実施いたします。

最後に、10月に小学校6年生を対象にバイキング給食を実施する予定でございます。

以上が給食センターの概要です。

○委員長

ありがとうございました。

委員さんから何かあれば。

○石川委員

今、課長さんのほうから概要の説明がありましたけれども、給食費の未納に関してなんですけれども、4番に毎年増加とあり、23年には、11月には結城市の学校給食費滞納整理等事務処理要項とか書いてありますけれども、ちょっと私的にわからないんですけれども、家庭的にいろいろ大変な家庭もあると思うんですけれども、そういう家庭には市のほうから補助とかあるんですよね。そういう補助があるということに関して、規約があるかと思うんですけれども、市のほうから家庭に補助があるんですよね、家のほうです。本当であれば家のほうに行けば、そこから学校に給食費を払うのが当然かと思うんですけれども、なかなか学校には入ってこないということが多いみたいなんで、であれば、市のほうから学校に直接ということは、改善はできないもんなんですかね。規約がちょっとどういうふうになっているか、詳しくわからないんですけれども。でも、それというのは変えていかなくては、もう既に、もしそういう規約があるのであれば、変えないとね。大変な家庭に市から補助が出ても、家庭にそれを給食費払ってくださいよと渡しても、学校に何も来なかったら、何もならないと思うんですけれども。だったら、市のほうからその子の分の給食費は学校に渡しますよとかも、そういう改善はできないもんなんですかね。

○給食センター長 学校教育課で準要保護の申請の窓口をしております。先ほど石川委員さんが申し上げた内容とはちょっと違うんですが、市のほうから、教育委員会のほうからですね、直接学校の口座に入ることになっているんです。

ですから、家庭には、一度家庭を通してはいないというふうに考えているんですが。今、石川委員さんのお話とはちょっと違うんですけども。

○委員長　　ちょっといいかな。私ね、私もその今の話は、そういうことが実際にあったんで、じゃ、それは事業が違うのかな。就学援助費ということじゃなくて、準要保護の児童生徒に対する補助は、本人のほうに行かない、保護者のほうに行かないんですか。

○給食センター長　直接学校ですよ。

○委員長　　学校で、例えば給食費は、そのときに学校に直接いただきますよというお断りを、例えば保護者の方に入れたときに限って、学校のほうに直接来るのかなと私は思っていたんですけども。全ての対象者のほうに……

○給食センター長　すみません、窓口が学校教育課のほうなので、詳しくはわからないんです。

○学校教育課長　準要保護については、学校に入っています。給食費として学校に行っているわけです。

○石川委員　　ちょっとどういう仕組みかわからないんですけども、私もちょっとそういうあれで、ちょっと聞いたんですけども、学校には入っていないという、そういう。どういう仕組みかわからないですよ。だから、家庭に、家に行っている、通知が、その補助が。

○委員長　　何か私も勘違いしたかもしれないけれども、でも、そういうことは確かにあったんですよ。なかなかこう、じゃ、学校は、あくまでも保護者の方が納めてくれないと入ってこないという。そうするともうずっと未納でできてしまう……

○石川委員　　そう聞いています、私も。

○学校教育課長　生活保護かもしれないですね。

○石川委員　　生活保護者にしても……

○学校教育課長　準要保護じゃなくて要保護。

○委員長　　それは違うんですか、要保護と……

○北嶋委員　　それは結城小のほうの見学に行ったときに、うちのほうになっているので、学校給食、なかなか払ってくれない家に集めに行かなくて済むので、学校側としては大変助かりますというようなことを結城小学校の学校訪問のときに言っていたので、だから、そういうふうに指定されている家には集めに行かないんだなと思っていましたけれども。

○委員長　　それは準要保護の家庭と、保護家庭というのは違うんですか。

○学校教育課学務係長　準要保護のほうは、あくまでも学校教育課のほうから学校のほうに振り込んでいます。その分から、給食費以外については保護者のほうに支給になっているんだと思います。要保護は、あくまでも生活保護なので、生活保護費として家庭に支給されているので、生活保護を受けている方は生活保護の中から支払いをされているんだと思います。

○石川委員　　でも、それは給食費として補助が家庭に入っている、統括して入っているの……

○学校教育課学務係長 あくまでも生活保護の方は、教育委員会ではなくて、生活保護費としてまとめて支払われていますので、扱いがちょっと違うんです。準要保護は教育委員会ですけれども、生活保護は社会福祉課のほうでやっていますので、制度がちょっと違う……

○委員長 実施主管のところが違うから、その制度的にも違うんですね。だから、きっと、私も勘違いしていたけれども、それは保護家庭……

○石川委員 生活保護ですか。

○委員長 みたいですね、今。

○教育部長 低所得者への補助なんですけれども、石井係長が言ったように、教育委員会で所管しているのは準要保護です。そのほかに要保護がありまして、これは生活保護です。生活保護につきましては、教育扶助という形で、給食費が幾らとかそういった形ではなくて、教育をするための全ての費用を教育扶助という形で生活保護の方に直接支払っております。給食費については、その中から支払っていただくという形になると思います。

それと、そのほかのことでは、3人目の給食費を補助すると、全額補助といった制度もございます。また、手当ですけれども、児童扶養手当とかいった形で市から出ている部分もあるかと思えます。

ちょっとどの部分の補助を受けて、それが滞納につながっているかというのは、ちょっと事務局のほうでも把握していませんので、そちらについてはちょっと調べさせていただいて、後日お答えする形になるかと思うんですが、ちょっと詳細については調べさせていただければなというふうに考えております。

○委員長 わかりました。

学校教育課扱いのものと、それから社会福祉課扱いのものと、その補助金の扱いが違うみたい。だから、準要保護の家庭の方は、直接学校のほうに行かれるので、補助金が。そこから引いて、残りを渡すというか、そういうことになる。それは何か、前はあれか、それ全て、学校へ入ってきたんだけど、それを全部あげてしまったのかな、学校が家庭のほうにね。

○石川委員 でも、私的にはちょっとよその校長からも聞いたことがあって、結城ではどうなのかなという。

○委員長 それはよその校長もわかって、校長もわかっていないかもしれない。

○石川委員 いやいや、私は全然わからなかったの、やっぱりそういうね、余りにも未納があるということに関してのそういう説明をされたら、じゃ、改革していかなくは、それはもうまずいんじゃないのと。だから、市から学校に直接もらったほうがいいんじゃないのとかね。

○委員長 だから、きっと石川さんだったらなおさらかもしれないし、学校もきっとね、まだ余り把握、失礼だけれども、教頭さん、事務さんとかね、連係とっていて、勉強している人はきっとわかっていると思うんだけど、私なんかね、きっと余り勉強していなかったから、わからないままになってしまっていて、今みたいな発言してしまったんだけど。きっとそう

いうのも……

- 学校教育課長 多分、いろいろな制度がごっちゃになってしまっているんじゃないかなと思うんですね、児童手当とか児童扶養手当とかありますので、そういうのも福祉のほうで支給していますので。だから、福祉の場合にはいろいろなものが支給されるわけですね。その中で給食費がどうなっているのかちょっとわからないですが。
- 委員長 でも、給食費というのは今のようにもうルートが決まっているから、間違いなく学校のほうに入るから……
- 学校教育課長 滞納があろうがどんな方でも、必ず義務教育は受けられるということで、という形になっています。
- 委員長 給食費に関しては、そんなことはないということで。大丈夫ですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 委員長 今、途中途中で委員さんのご意見をいただいたので、最後に特別何かあれば、今の各課のほうからの説明に対して。
- 岩崎委員 スポーツ振興課の課長からの、妻木さんからのご説明の中で、国体推進事業、いろんな国体を開催する県として、いろんな準備があるということで、大変だと思うんですけども、これ選手、主催県というのは結構選手強化とかというのを通常よくやられるかと思うんですけども、その辺はどんな感じでやられる、やっていくかということがもしあれば教えてもらいたいんですけども。
- スポーツ振興課長 選手強化につきましては、茨城県の保健体育課に、競技力向上の対策の担当がございます。そちらで予算をとりまして、強化費をチームとか選手とかに配分をしまして、強化を図るということをやっております。結城市独自では、選手強化というのは行っておりません。
- 委員長 よろしいですか。
- 岩崎委員 わかりました。
すみません、もう一ついいですか。昔からよく、私のころですから昔になるかもしれないですけども、主催県というのは結構勝たなくてはならないみたいな選手の義務があって、予算的なものは、ちょっと私も詳しくはわからないんですが、指導者も含めて選手強化を図っていくというのが何か昔あったような気がしたんですけども。そういうことは、今は余りやっていないんですか。
- スポーツ振興課長 私たまたま野球のほうの関係をしまして、やはり先ほどの競技力向上の対策のほうは、選手の獲得費というのが出ています。東京へ行って、大学卒業生とか、もしくはプロをやめてしまった人などのスカウトしてくるというような、それは競技団体のほうですね。そういう費用が交付されております。その程度ですが、茨城県のほうが主体になっていますね。
あと、開催県が大体優勝するんですね。去年のいわて国体の男子のほうで天皇杯を岩手県で、女性のほうで皇后杯ということで、皇后杯は東京都

にとられてしまったというような結果のようです。やはり東京には勝てないのかなというのがあります。開催県は予選会なしで、本大会に出られるというのが、有利なところがあるので、それなりに得点を重ねるチャンスが広いということでしょうかね。そういうので、開催県は上位にランクされるという傾向はございます。

○委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上で本日の議事、それから報告内容は終わりました。

○学校教育課長 ご審議大変ありがとうございました。

それでは、委員長のほうから閉会宣言のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長 いろいろ年度初めからたくさんの議案、報告内容がありました。この新しい体制で本年度どうぞよろしくまたお願いします。ひいては子供たち、あるいは一般市民の生涯学習が充実することは一番いいことですし、我々が少しでもお役に立てればと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

以上をもちまして、4月の定例会を終わりにします。

お疲れさまでした。

午後3時50分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会委員長

結城市教育委員会委員